

オープンアクセスの法的課題： ライセンスとその標準化・互換性を中心に

渡辺 智暁*1, 野口 祐子*2

本稿では、オープンアクセスの法的な課題として、著作権の利用許諾（ライセンス）の果たす役割について述べる。学術文献を共有し、情報の活用を促進する上では、著作権は障害になりかねない。これを解消する一つの手段がライセンスである。多様なライセンスが互換性を考慮しないままに開発・利用されると、再利用や複数の著作物の組み合わせによる利用の妨げとなるケースがあるため、ライセンスの標準化や互換性の確保が重要である。興味深いことに、再利用や組み合わせ利用に配慮することが特に重要な科学データベースについては、そもそも著作権を放棄し、パブリック・ドメインに帰属させることが望ましいとする立場も存在している。

キーワード：オープンアクセス、ライセンス、著作権、ライセンス標準化、ライセンス互換性、パブリック・ドメイン

1. はじめに

オープンアクセスの実現において、著作権の処理が難しいことはしばしば議論されることである。しかし、なぜ著作権がそれほど問題になっているのかという背景、その問題を解決するためにライセンスが果たす役割の重要性、オープンアクセスにおけるライセンスのあり方について詳しく述べたものは少ない。

この論考では、上記の点を概観しつつ、特にライセンスの標準化の意義について論じ、オープンアクセスに関する著作権処理の問題を考える材料を提供したい。

2. 背景—デジタル時代の著作権の問題点

デジタル時代を迎え、情報の複製と頒布は低コスト化し、かつ、極めて容易となった。そのことが、知の共有の可能性を広げ、オープンアクセスへの期待を高めたと言っても良い。このような時代において、著作権は大きく二つの問題に直面しており、その結果「ライセンス」の重要性がますます高まっている。

一つは、デジタル技術と著作権の基本構造のねじれである。前述の通り、デジタル技術は、多様な著作物をコピーし、改変し、ウェブにアップロードすることを驚くほど身近にした。最近では、遠く離れた海外の研究者と共同でソフトウェアやデータベースを創作し、互いにコメントしあう、という行為が可能となっている。オープンアクセスは、

このようなコラボレーションを、特に学術研究分野において可能な限り進めていこうという取り組みであるともいえる。これに対して、著作権法は、これらのコラボレーションに伴う複製・改変・公衆送信などの行為について権利者の許諾を求めることを基本とし、無断で行うことを禁止している。つまり、デジタル技術と著作権は、そのベクトルが逆を向いているのだ。そこで、著作権を侵害することなく、デジタル技術の恩恵をも上手に取り入れるための、法的な仕組みが求められることになる。

もう一つの難問は、デジタル技術の用いられる分野が急速に広がり、著作権法という一つのルールが実に多様な分野に等しく適用されるようになったことである。たとえば、小説、音楽、映画、コンピュータ・ソフトウェア、データベースは、同じ「著作物」とはいつても、その存在目的や使われ方、ライフサイクルは全く異なる。数百億円にも達する予算で製作・配給されるハリウッド映画と、学術研究分野で執筆される学術論文は、その後の流通の仕方も異なるし、それを取り巻く経済も全く異なる。ハリウッド映画は、娯楽のために人に提供されるものであり、観たいと希望する人から対価を得ることで膨大な製作流通費を回収するビジネス・モデルである。そのため「お金を払わない人は観なくても良い」という割り切りがしやすいし、観ないことで仕事や生活に大きな支障をきたすこともない。これに対して、学術論文を書く研究者は、その論文で幾ら稼ぐかは重要ではなく、自らの実績を公表し、研究者コミュニティで高く評価され、他の論文に引用されることをより重視している。あるいはまた、そうした研究活動を通じて、社会の改善など公益の増進に貢献することを動機としている。また、正確な研究を行い論文を書くためには、これらの論文にアクセスし、場合によっては自由にアーカイブして検索したり分析したりすることが重要である。つまりハリウッド映画と異なり、「お金を払わない人は読まなくても良い」という割り切りは研究に大きな支障を来すおそれがあると言えるであろう。

ところが、著作権法から見れば、これらはすべて同じ「著

*1わたなべ ともあき クリエイティブ・コモンズ・ジャパン、
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
(GLOCOM)

〒106-0032 東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木
ビル2階

Tel. 03-5411-6693

*2 のぐち ゆうこ クリエイティブ・コモンズ・ジャパン、
国立情報学研究所、森・濱田松本法律事務所

(原稿受領 2010.02.02)

作物」であり、同じルールを適用している。そのルールは、著作権法の国際的枠組みを定めたベルヌ条約の成立に尽力した有名な小説家ビクトル・ユーゴーが念頭に置いたルールである。すなわち、著作物を販売し投下資本を回収するという、ベストセラー小説やハリウッド映画向きのビジネス・モデルを前提にしたルールなのである。したがって、生態系の異なる科学論文や、使われ方の異なるデータベース、ソフトウェアなどに、このルールが最適とは言えないことは、当然のこととも言えるだろう。そこで、異なる生態系に属する著作物である科学論文や科学データには、それにふさわしいルールに変更することが求められることになる。

3. 解決手段ーライセンス

上に述べた著作権法の難問に対応するために、ライセンスというツールが活躍することになる。著作権法が定めるのはあくまでも標準ルールであり、それが上手に当てはまらない場合には、法律と異なる利用条件を記載した文書(ライセンス)でその標準ルールを変更すれば良い、というわけだ。

自らの学術論文や学術データをオープンアクセス・モデルで公開するということは、法的に見れば、本来ならば著作権法がデフォルトで禁止しているダウンロード、コピー、改変、翻訳、再配布といった行為の全部または一部を、他人に許諾していると整理できる。オープンアクセスの形で自らの著作物を公開している権利者は、少なくとも内心では上記のような許諾を第三者に与えていることになる。

ところが、せっかく著作物を第三者が自由にアクセスできる形で公開していても、明示的な形でライセンス(利用許諾条件)を提示していない場合が散見される。技術的に自由な利用を認めているのだから、それ以上、わざわざ「自由に利用して良い」と宣言しなくても十分に意は汲み取れるであろう、ということかもしれない。

しかしながら、このように条件を明確化せずに利用を進めることは、実はオープンアクセスの生態系を揺るがす危険性を秘めている。オープンコンテンツの利用者から見たときには、明確に利用許諾の意思が表示されていない限り、どこまでの利用が許諾されているのかは明確ではない。曖昧さが残る限り、あとから「そのような利用は許諾していない」と権利者から言われるリスクが残ることになる。このリスクが原因で、利用に対して萎縮効果が生じることになり、そのリスクを取り除くために権利者に意思の確認をすれば、取引費用が発生し、せっかくのオープンアクセスの便利さが半減してしまうことになる。一方、権利者から見た場合にも、権利者が想定している利用形態や利用範囲を、利用者が必ずしも共有していないというリスクがある。そのため、コンテンツを公開したときには想定しなかった利用をされるといったトラブルが生じかねず、かかるトラブルは結果的にオープンアクセス・スキームの安定性に対して疑義を生じることにもつながる危険性がある。

これらの利用者・権利者双方からみたリスクを回避するためには、許諾する範囲を明確化するライセンスを明示的に提示することが重要である。そのことによって、技術上可能となっているオープンなコンテンツの利用を法的にも担保し安定したスキームを提供することができるようになるのである。

4. ライセンスの標準化と互換性確立

上記のとおり、権利者と利用者の関係を安定させ、紛争を未然に防ぐためにはライセンスの明示が望ましい。そして、オープンアクセスの取り組みのねらいやその将来性を考えた時により望ましいのは、単にライセンスを用いて意志を表明するだけでなく、標準化されたライセンスを適用し、またはライセンス間の互換性を確保することである。

著作物をライセンスするときには、このライセンスを自らのニーズにあわせてカスタマイズしたいという考え方が生まれてきても不思議ではない。たとえば、学会の中には、学問的な知の蓄積だけでなく、特定の社会的使命を帯びている学会も存在している。核の廃絶、生物実験の禁止、途上国の子供たちへの教育の拡充、環境問題への取り組みといった学会の持つ社会的使命を重視すれば、これらに関連づけた形でライセンスを提供することが、学会のミッションを追及する上で有意義だと考えることもできるだろう。たとえば、途上国の学校教育に携わる者にはオープンアクセスを提供するがそれ以外の者には提供しない、オープンアクセスではあるものの、核兵器の研究に関連したプロジェクトに対しては二次利用を制限する、生物実験を行っている企業に対しては商業利用を認めない、などといった条項をライセンスに盛り込むことが考えられる。

権利者作品をオープンアクセスで公開する場合、どのような条件であれば公開しても良いと考えるかは権利者によって考え方が多様である。権利者の希望する条件の例としては、閲覧だけを許可する、印刷して配布する場合に数量制限を課す、書籍などに採録することに許可や事後連絡を求める、収益が発生した場合にその一部を分配することを要求する、広告が掲載されている媒体に掲載することを禁ずる、暴力やセックス、ギャンブルなど人によっては品位を欠いていると受け止めるようなコンテンツが掲載されている媒体に採録することを禁ずる、など様々なものが考えられる。質問票調査のための質問の文言やシミュレーションに用いたソフトウェア、要点をまとめた図表類、あるいは手間をかけ、工夫を凝らして作成した膨大なデータのヴィジュアルイゼーションなど特に再利用の価値が高いものには厳しい制約を設けたいと希望することも考えられるだろう。

このようなカスタマイズの要望を、資金提供者が持っていることもある。欧米でオープンアクセスを推進する重要なプレイヤーに、研究助成金を交付する非営利の財団があるが、こうした財団もまた、財団のミッションに関わる要望や、財団の寄与への適切なクレジット表示、研究結果から生まれる利益の扱いなどについて要望を持っていること

がある。財団の使命や意向をもっとも良く反映するライセンスがあれば、財団は助成金交付の条件として、論文をそのライセンス下で提供するように要求するインセンティブが高まるだろう。

単純に考えれば、このような権利者の意向をライセンスにおいて最大限に反映することができれば、つまり、ある特定のライセンスを全ての著者に対して一様に押し付けるのではなく、様々な要望に応えうるような数多くのライセンスが用意されており、その中から簡単に選ぶことができれば、公開のインセンティブが高まり、または公開に対する心理的障壁が低くなり、オープンアクセス下におかれる作品の数も最大化されることになるだろう。

オープンアクセスの拡大を考える上では、これは一つのアプローチではある。だが、このように権利者が最大限カスタマイズした条件でライセンスされたオープンアクセス資料は、アーカイブの管理者にとっても、様々な再利用者にとっても、非常に扱いづらいものになる。標準化や互換性が欠如しているためである。

これは資料利用側の取引費用の問題として考えると比較的わかりやすい。もしもオープンアクセス用のライセンスが千差万別の状態にあるとすると、二次利用者は、ある論文がどのように利用でき、どのように利用できないかについては、ライセンスの条項を逐一確認して判断しなければいけない。この手間（取引費用）は、ライセンスが特定少数に限られている場合に比べて非常に大きい。また、日本人が日本語のライセンスを読む場合や、英語を母国語とする者が英語のライセンスを読む場合であればそれほど大きな負担にはなりにくい。オープンアクセスは多くの言語圏で起こっている動きであり、研究者のニーズもまた、特定の言語で書かれた文献だけに限定されていない場合が多い。そこで、外国語のライセンスを読み解かなければならない事態も起こる。

これに加えて、より大きな問題は、複数の資料を扱い、それらを組み合わせて利用するような場合である。たとえば、あるデータセットを加工し、先行研究で用いられているソフトウェアを加工したものと併用してシミュレーションを実施したい場合、データセットとソフトウェアに異なるライセンスがついていれば、その二つのライセンスの要求事項や禁止事項の間に矛盾がないかを考える必要が出てくる。たとえば、データに付随するライセンスでは、そのデータを加工・利用することは許諾されているが再配布が禁止されており、他方、ソフトウェアのライセンスには、ソフトウェアを加工して、シミュレーションに使用した場合には、その加工版と使用したデータとをウェブ上で公開することが求められている場合、この二つのライセンスの要求を同時に満たすことは不可能となり、研究計画の変更を迫られることになる。

また、学術論文だけに対象を絞って考えてみても、標準化は重要である。論文執筆と引用の文脈だけであればライセンスの違いがそれほど大きな障壁になることは少ないであろう。しかしながら、オープンアクセスの状態にある学

術論文の利用は、そのような研究論文執筆のための利用に限られない。

特に、アーカイブサイトや検索エンジンを構築する場合、複数のサイトの情報を組み合わせて一つのアウトプットにする場合など、大量のデータを処理する場合には、多種多様なライセンスを理解するコストは、より深刻になる。ライセンスの内容を理解できなければ、どのような利用をして良いかを判断することができないが、通常法律用語を使って書かれているようなライセンスが対象であれば、ソフトウェアでライセンス内容を解析することは、不可能か極めて困難である。このような場合にライセンスの標準化が行われていると、取引費用を大幅に削減できる可能性が出てくる。

ライセンスの標準化のみに着目するならば、採用されているライセンスが一つだけであれば、取引費用はもっとも低くて済む。しかし、たとえ一つに統一できなかったとしても、たとえば、オープンアクセスの状態にある論文には3種類あるライセンスのいずれかが必ず適用されているとすると、大量の情報を自動処理する際には、この3種類のライセンスの許諾の範囲や条件をあらかじめ検討し、その条件に沿った扱いをするようなシステムを設計すれば良いことになる。このような環境であれば、ライセンスの種類がどれであるかを判別するようなプログラムを付け足すことも可能かもしれない。したがって、アーカイブサイトの構築や、検索エンジンの構築なども実現可能性を帯びてくる。また、3種類のライセンスを事前によく検討しておけば、どのライセンスと組み合わせることが可能なのかについて、事前にある程度明確な答えが得られる可能性も高くなる。

最近広く報道されたように、2010年1月より、検索エンジンの構築にあたってはそれを「業として」行う場合には、キャッシュ・データの保存（複製）や加工（翻案）、検索結果の一部としての提供をすることなどが著作権の例外として認められ（著作権法第47条の6）、日本の著作権法上も合法となった。しかしながら、上記の例外規定が念頭においている検索エンジンは、検索語に応じてURLを提供するという、いわば典型的な検索エンジンのみである。近年、検索エンジンとは趣を異にする「ファクト・エンジン」と称して一部で注目を集めたWolfram Alphaや、世界的な論議を巻き起こしたGoogle Booksなどを考えてみると、検索エンジンに似てはいるものの、上記例外規定にいう「検索エンジン」の定義には該当しない可能性の高いサービスはすでに存在している¹⁾。したがって、検索エンジンに関する例外規定が入った現在でも、より進んだ情報の提供形態を目指す限り、ライセンスの標準化は重要なのである。

上記のようなライセンスの標準化というアプローチの他に、異なるライセンスが生み出す問題を解決するもう一つの考え方として、ライセンスの互換性の確立というアプローチがある。これは、ライセンスの種類を限定するの

はなく、ライセンスの種類は多様なままで、「細部が異なるが基本は似ている」ライセンス同士の付け替えを可能にする、という考え方である。たとえば、ライセンス A と B があり、細部をみると矛盾する内容の規定があるが、大筋では同じ内容であるとしよう。A と B に互換性がなければ、細部といえども条件が矛盾するのであるから、この二つのライセンスのもとでそれぞれ公開された資料を組み合わせる新しい資料を作ることにはできない。しかし、大筋をみれば同じ考え方によってライセンスされているコンテンツが、細部の違いのために組み合わせられないのは残念である。そこで、A と B のライセンス発行主体が、ライセンスの A と B の間での付け替えを許す旨をライセンスに盛り込み、資料を組み合わせたい人は、A と B のいずれか好きな方のライセンスを選んでつければよいことにするという解決手段が意義を持つことになる。このアプローチでは、多様なライセンスを検討して理解しなければならないというコストは低減しないが、そのかわりに、多様なライセンス間の市場における競争が導入されて、より良いライセンスに次第に収斂していくという可能性を持っている。

5. 科学分野におけるオープンアクセスとライセンス

多種類のライセンスが引き起こす問題の解決が重要な分野に、科学分野におけるデータや、データベース利用がある。オープンアクセスは典型的には学術雑誌に掲載される論文に関する議論だが、近年では、その論文の前提となるデータセットのオープンアクセスも注目を集めている。

学術論文は、自由に読めることが非常に重要であるものの、再利用のニーズは比較的限られている。これに対して、データセットやデータベースは研究者が様々な利用し、また複数のデータベースを組み合わせることを通じて新しい知見を得ることが、その主要な利用目的として想定されている。そのため、ライセンスが多様であったり、互換性が確立されていなかったりした場合の逸失利益は極めて大きくなる。その結果、興味深いことに、この領域についてはそもそもライセンスの標準化以上の取り組みが必要である、との立場がある。具体的には、データをパブリック・ドメインに帰属させることで自由に使えるようにすることである。クリエイティブ・コモンズの取り組む柔軟な著作物の利用を科学・学術研究の領域に適用しようというプロジェクトであるサイエンス・コモンズは、このような立場を採っている²⁾。筆者らはパブリック・ドメインの果たす役割を学際的に論じる EU のプロジェクト *Communia* の 2009 年大会にてサイエンス・コモンズのエグゼクティブ・ディレクターであるジョン・ウィルバンクスの基調講演を聞き、また議論を交わす機会を得た³⁾。それらを元にしたような理由でこのような説が採られているのか、要点を以下に紹介してみたい。

最も興味深いのは、おそらくクレジット付与をめぐる提案であろう。共有のためのライセンスは、著作者や著作権者へのクレジットの付与を求めるものが多い。たとえば、

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、CC ライセンス）もその一つである。CC ライセンスは、2002 年 12 月に米国で最初にリリースされたときには、クレジットの付与を求めるタイプのもので、そうでないものとの両方が用意されていた。ところが、初期のライセンス利用者の 97-98% がクレジット付与を求めるタイプのライセンスを利用したため、2004 年 5 月のバージョン 2.0 への改定時に、クレジット表示を求めないライセンスは廃止された⁴⁾。一方、データベースをパブリック・ドメインに帰属させるべきだとする説は、このような文化領域におけるクレジットの慣行を科学分野にも強制することに疑問を呈しているのである。そこにはいくつかの理由がある。

一つには、クレジットを強制することが、大きなコストとなり、データの利用の妨げになる可能性がある点である。つまり、複数のデータベースを組み合わせる際にそれらについてクレジットを付与すると、クレジットは非常に長くなってしまふ可能性がある。たとえば、ウィキペディアでは一つのページを多数の参加者が編集している場合があるため、一つの記事についてライセンス上要求されるクレジットの付与が数百行に渡ってしまうといった事態が現に存在していることを考えれば、これは必ずしも架空の問題とは言えない。また、複数の書誌データベースや論文データベースを横断的に検索し、その結果を合成して表示するようなサービスが存在しているが、アブストラクトの著者やデータベースの権利者などが多数に上るために出力ファイルやページの多くをクレジットが占めざるを得ず、実際に利便性が低いサービスしか構築し得ないといった事態を想像することも難しくない。

二つ目に、学術コミュニティには出典明記の規範があり、これが、著作権のライセンスにおいて義務とされているクレジット表記の義務（その多くは、映画や写真、小説といった芸術分野の慣行を前提に定められている）とは異なる点である。引用の際に著作者を明記することは日本の著作権法上要求される場所だが、学術慣行上はアイデアや事実調査について負うところがあればそれについても明記することが求められる。引用を全くしない場合、つまり著作物の利用行為を伴わない場合であっても、である。また、そもそも学術文献の著者は必ずしもその論文の創作的表現を記した者ではなく、研究プロジェクトに協力・関与した多くの者の名が連なることが慣行となっている自然科学分野も見られる。（これを著作権法に合わせるべくあくまで論文の文章を執筆した者のみが著者になりうるとしてしまふと、科学者間のコラボレーションを大いに阻害することになるだろうことは想像に難くない）。逆に、芸術分野では重視される (c) マークの記載を求める例はほとんど見られない。

これらの点を受け、ウィルバンクスは、データベースに関するクレジット表記をライセンスによって義務付けるのではなく、学術的規範に基づく出典明記の慣行によって扱うべきであると提案する。この提案によれば、クレジット表記は、ライセンス上の規定によらない分、運用が柔軟に

なり、学術研究を阻害する可能性を低く抑えることができる。

また、非営利目的の利用に限って使用を認めるデータベースが存在しているが、これについてもウィルバンクスは否定的である。これは、CC ライセンスについて芸術分野を含め広く存在している問題だが、営利目的と非営利目的の利用とを峻別することは容易ではない。また、ある研究が営利事業に貢献するものになりうるかは、研究に着手した段階ではわからないこともある。そのため、非営利の利用に限定するライセンスは、結局、科学研究の発展を限定してしまうことになるとうィルバンクスは言う。

上記のようなクレジットや営利目的などの条件は典型例であるが、結局のところ、ウィルバンクスが科学データについてパブリック・ドメイン化を推奨する背景には、異なるライセンスが乱立することで、そのライセンスを解釈し遵守するコストや、その互換性について検討するコストが大きくなりすぎ、これが科学の進化を妨げるのではないかという懸念があると言って良い。サイエンス・コモンズのグループでは、パブリック・ドメインを推奨するに先立ち、現在、科学データベースにつけられている様々なライセンスを集め、これを弁護士たちが分析するというプロジェクトを行った。その結果、法律の専門的な訓練を受けた弁護士ですら、ライセンスの解釈をめぐって多数の疑問を抱いたり、その解釈を異にしたりする場面が頻発したという。このことから、ライセンスの条件を順守するためのコストが非常に高いこと、まして、法律の素養のない科学者にとっては致命的なコストとなりかねず、予算が限られており、法律専門家の意見を求めることが難しいプロジェクトでは、ライセンスがボトルネックとなつてリスクの少ない安全な形で研究を行うことが極めて困難となることを痛感したのだという⁵⁾。

上記のようなパブリック・ドメイン化の提案を巡っては、いまだ議論が続いており、コンセンサスを得るには至っていない。しかし、実際にパブリック・ドメイン路線を採用するプロジェクトも複数開始しており、Nature 誌に欧米

を中心とする科学者の連名でデータやその他の資料等の制約条件なしの共有を促す書簡が寄せられるなど、今後の動向が注目される⁶⁾。

6. むすびにかえて

本稿では、ライセンスの必要性、そして、オープンアクセスにおけるライセンスの標準化をめぐる問題について、具体例を交えつつ紹介してきた。ライセンスのあり方を巡っては様々な意見があり、ライセンス自体によって生み出されるコストをできるだけ小さくすることの重要性については認識が共通化しつつあるものの、その解決策については一致を見ていない。オープンアクセスのコンテンツの相互利用が進むに連れて、この問題についても活発な議論が交わされ、または異なるライセンス方針間での制度間競争がなされることで、よりよいライセンスのあり方について理解が深まることを期待したい。

注・参考文献

- 1) 上記定義に該当するかの識別の一つの基準として重要になるのは、「送信元識別符号」、つまり URL を検索するためのものであるかどうかである。
- 2) Science Commons. Open Access Data Protocol <http://sciencecommons.org/projects/publishing/open-access-data-protocol/>. [accessed 2010-01-31].
- 3) John Wilbanks. The Digital Commons: Infrastructure for the data web, COMMUNIA Conference 2009 (Torino, Italy, June 30, 2009). [accessed 2010-01-31].
- 4) Glenn Otis Brown. Announcing (and explaining) our new 2.0 licenses, (May 25, 2004). <http://creativecommons.org/weblog/entry/4216>. [accessed 2010-01-31].
- 5) 上記注 2) の文書中の“why change”と題されたセクションを参照のこと。
http://sciencecommons.org/resources/faq/database-protocol/#why_change. [accessed 2010-01-31].
- 6) Paul N. Schofield et al. Post-publication sharing of data and tools. Nature. 2009 vol.461, p.171-173 (September 10, 2009). <http://www.nature.com/nature/journal/v461/n7261/full/461171a.html>. [accessed 2010-01-31].

Special feature: Open Access. Legal issues in open access: Licensing, license standardization and compatibility. Tomoaki WATANABE (Creative Commons Japan; Center for Global Communications, International University of Japan, Roppongi, 6-15-21 Harks Roppongi Bldg. 2nd floor, Minato-ku, Tokyo 106-0032 JAPAN), Yuko NOGUCHI (Creative Commons Japan; National Institute of Informatics; Mori Hamada & Matsumoto)

Abstract: This article discusses legal aspect of open access: copyright licenses in particular. For the purpose of sharing of academic information and promotion of its use, existing copyright could work as a hurdle, and license is a tool to overcome its potential burden. However, even copyright licenses could work as a hurdle, if many, diverse, incompatible licenses are developed and used: therefore, standardization and compatibility of licenses becomes important. In the area of open access for databases, where the reuse and combinatory use of multiple works are very important, there is even a position that waving all copyrights is the best approach.

Keywords: open access / license / copyright / standardization / compatibility / public domain